第 104 期 中 間 決 算 公 告

2024年12月27日

宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1番1号

株式会社 仙台銀行

取締役頭取 坂 爪 敏 雄

中間貸借対照表(2024年9月30日現在)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-------------|-------------|---------------|-------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 91, 592 | 預 金 | 1, 055, 063 |
| 買入金銭債権 | 746 | 譲渡性預金 | 165, 200 |
| 金 銭 の 信 託 | 201 | 借 用 金 | 45, 796 |
| 有 価 証 券 | 256, 176 | その他負債 | 8, 853 |
| 貸 出 金 | 950, 701 | 未 払 法 人 税 等 | 407 |
| その他資産 | 11, 402 | 資産除去債務 | 2 |
| その他の資産 | 11, 402 | その他の負債 | 8, 443 |
| 有 形 固 定 資 産 | 12, 006 | 賞 与 引 当 金 | 374 |
| 無 形 固 定 資 産 | 415 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 95 |
| 前 払 年 金 費 用 | 630 | 偶 発 損 失 引 当 金 | 299 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 361 | 再評価に係る繰延税金負債 | 915 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 321 | 支 払 承 諾 | 321 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 6,662 | 負債の部合計 | 1, 276, 920 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資 本 金 | 22, 735 |
| | | 資本剰余金 | 11, 039 |
| | | 資 本 準 備 金 | 11,039 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 18, 901 |
| | | 利 益 準 備 金 | 573 |
| | | その他利益剰余金 | 18, 328 |
| | | 繰越利益剰余金 | 18, 328 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 52, 675 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △ 13, 449 |
| | | 土地再評価差額金 | 1,746 |
| | | 評価・換算差額等合計 | △ 11,703 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 40, 972 |
| 資産の部合計 | 1, 317, 893 | 負債及び純資産の部合計 | 1, 317, 893 |

中間損益計算書

2024年4月1日から 2024年9月30日まで

| | 和 | ł I | | | | 金 | 額 |
|-----|-------|----------|---------|-----|---|--------|--------|
| 経 | 常 | 1 | 又 | 益 | | | 7, 767 |
| 資 | 金 | 運用 | 収 | 益 | | 5, 962 | |
| | (うち | 貸出 | 金 利 息 |) | (| 5,683) | |
| | (うち有 | 価証券利 | 息配当金 | ≥) | (| 148) | |
| 役 | 務 取 | 引 引 | 等 収 | 益 | | 1, 599 | |
| そ | の他 | 業 | 務 収 | 益 | | 0 | |
| そ | の他 | . 経 | 常 収 | 益 | | 206 | |
| 経 | 常 | 撑 | | 用 | | | 7,077 |
| 資 | 金 | 調達 | 費 | 用 | | 240 | |
| | (5 5 | 預 金 | 利 息 |) | (| 166) | |
| 役 | 務 取 | マーラ | 等費 | 用 | | 1, 299 | |
| そ | の他 | 業 | 務費 | 用 | | 24 | |
| 営 | 業 | <u>.</u> | 経 | 費 | | 5, 123 | |
| そ | の他 | . 経 | 常費 | 用 | | 389 | |
| 経 | 常 | | i[| 益 | - | | 690 |
| 特 | 別 | ž. | 員 | 失 | | | 27 |
| 税 | 引 前 | 中 間 | 純 利 | 益 | | | 662 |
| 法 人 | 税、住 | 民 税 及 | び 事 業 | 税 | | 270 | |
| 法 | 人 税 | 等。 | 曹 整 | 額 | | 24 | |
| 法 | 人 | 锐 等 | 合 | 計 | | | 295 |
| 中 | 間 | 純 | 利 | 益 | | | 367 |

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

- 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年~50年

その他 2年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース 資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リ ース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び 保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額し ており、その金額は991百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異: 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、 将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

10. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」として計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式総額 50 百万円
- 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、 債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について 保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるもの に限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上 されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借 契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額2,677百万円危険債権額26,027百万円三月以上延滞債権額一百万円貸出条件緩和債権額3,098百万円合計額31,803百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産 更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計 土協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。)に基づき金融取引として処理しております。こ れにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しております が、その額面金額は、1,355百万円であります。
- 4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 0 百万円 有価証券 59,519 百万円 貸出金 25,515 百万円 その他資産 1 百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,149 百万円 借用金 45,700 百万円

上記のほか、金融派生商品取引の担保として、有価証券 290 百万円を差し入れております。また、その他の資産には、金融商品等差入担保金 10,000 百万円、敷金保証金 109 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、181,765百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が181,185百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律 (1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) に基づき、事業用の土地の再評価を行い、 評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 73 百万円

- 7. 有形固定資産の減価償却累計額 6,394 百万円
- 8.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は9,355百万円であります。
- 9. 単体自己資本比率(国内基準) 7.58%

(中間損益計算書関係)

- 1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益13百万円及び株式等売却益141百万円を含んでおります。
- 2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 277 百万円、株式等償却 0 百万円及び金銭の信託運用損 0 百万円を含んでおります。
- 3. 減損損失

当中間期において、当行が保有する以下の資産について、使用範囲または方法の変更に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

| 地域 用途 宮城県仙台市青葉区 店舗外現金自動設備 | | 種類 | 減損損失額 | |
|------------------------------|-----------------------|------------|-------|--|
| 学特用加 公士丰莱豆 | rt 4世 从 中 人 白 科 和 / 世 | 建物 | 0 | |
| 呂城県佃百巾育栗区 | 店舗外現金目期設備 | その他の有形固定資産 | 0 | |

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、 最小単位としております。

また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。

正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券(2024年9月30日現在)

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) | |
|--------------------|------|-------------------------|-------------|-------------|--|
| | 国債 | _ | _ | _ | |
| 叶/T-2×-1-181/长/开 | 地方債 | _ | _ | _ | |
| 時価が中間貸借 対照表計上額を | 短期社債 | _ | _ | _ | |
| 対点表訂工領を 超えるもの | 社債 | 150 | 150 | 0 | |
| 超えるもの | その他 | _ | | _ | |
| | 小計 | 150 | 150 | 0 | |
| | 国債 | | 1 | _ | |
| 時価が中間貸借 | 地方債 | _ | 1 | _ | |
| 対照表計上額を | 短期社債 | _ | 1 | _ | |
| 超えないもの | 社債 | 9, 205 | 9, 119 | △86 | |
| 超えないもの | その他 | _ | | | |
| | 小計 | 9, 205 | 9, 119 | △86 | |
| | 合計 | 9, 355 | 9, 269 | △86 | |

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2024年9月30日現在)

| | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------|-------------------------|-------------|----------|
| 子会社・子法人等株式 | _ | _ | _ |
| 関連法人等株式 | _ | _ | _ |
| 合計 | _ | _ | |

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

| | 中間貸借対照表計上額 |
|------------|------------|
| | (百万円) |
| 子会社・子法人等株式 | 50 |
| 関連法人等株式 | _ |

3. その他有価証券 (2024年9月30日現在)

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------------|------|-------------------------|---------------|----------|
| | 株式 | 2, 071 | 1, 512 | 558 |
| | 債券 | 3, 812 | 3, 783 | 29 |
| 古朋代供业四 丰 | 国債 | _ | _ | _ |
| 中間貸借対照表 | 地方債 | 0 | 0 | 0 |
| 計上額が取得原価を超えるもの | 短期社債 | _ | _ | _ |
| 個を超えるもの | 社債 | 3, 811 | 3, 782 | 29 |
| | その他 | 678 | 657 | 20 |
| | 小計 | 6, 562 | 5, 954 | 608 |
| | 株式 | 1, 202 | 1, 332 | △130 |
| | 債券 | 61, 388 | 61, 987 | △598 |
| 中間貸借対照表 | 国債 | 5, 171 | 5, 292 | △121 |
| 計上額が取得原 | 地方債 | 35, 547 | 35, 877 | △330 |
| 価を超えないも | 短期社債 | _ | _ | _ |
| の | 社債 | 20,670 | 20, 817 | △146 |
| | その他 | 177, 026 | 190, 373 | △13, 347 |
| | 小計 | 239, 617 | 253, 693 | △14, 076 |
| | 合計 | 246, 180 | 259, 647 | △13, 467 |

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

| | 中間貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| | (百万円) |
| 非上場株式 | 180 |
| 組合出資金 | 410 |

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

| 破綻先・実質破綻先・破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べ下落 |
|-----------------|--------------------------------|
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べ30%以上下落 |
| | 時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原 |
| 正常先 | 価に比べ 30%以上 50%未満下落したもので市場価格が一定 |
| | 水準以下で推移等 |

破綻先:破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・

形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先:実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先:今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先 : 今後の管理に注意を要する発行会社

正常先 : 上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2024年9月30日現在) 該当ございません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2024年9月30日現在) 該当ございません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 2,101 百万円 |
|-----------------------|-------------------|
| 有価証券償却 | 70 |
| 減損損失及び減価償却超過額 | 126 |
| その他 | 546 |
| 繰延税金資産小計 | 2,844 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | $\triangle 2,277$ |
| 評価性引当額小計 | $\triangle 2,277$ |
| 繰延税金資産合計 | 567 |
| 繰延税金負債 | |
| 前払年金費用 | $\triangle 192$ |
| その他 | <u></u> |
| 繰延税金負債合計 | $\triangle 206$ |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 361 百万円 |
| | |

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額1,178円15銭1株当たりの中間純利益金額10円57銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第 104 期 中間決算公告

2024年12月27日

宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1番1号

株式会社仙台銀行

取締役頭取 坂 爪 敏 雄

中間連結貸借対照表(2024年9月30日現在)

| 科目 | 金 額 | 科目 | 金 額 |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 91,592 | 預 金 | 1,054,986 |
| 買入金銭債権 | 746 | 譲 渡 性 預 金 | 165,200 |
| 金 銭 の 信 託 | 201 | 借用金 | 45,796 |
| 有 価 証 券 | 256,127 | その他負債 | 8,863 |
| 貸 出 金 | 950,701 | 賞 与 引 当 金 | 376 |
| その他資産 | 11,405 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 95 |
| 有 形 固 定 資 産 | 12,006 | 偶 発 損 失 引 当 金 | 299 |
| 無 形 固 定 資 産 | 415 | 再評価に係る繰延税金負債 | 915 |
| 退職給付に係る資産 | 694 | 支 払 承 諾 | 321 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 342 | 負債の部合計 | 1,276,855 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 321 | (純資産の部) | |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 6,662 | 資 本 金 | 22,735 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 11,039 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 18,921 |
| | | 株主資本合計 | 52,695 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △ 13,449 |
| | | 土地再評価差額金 | 1,746 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 44 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | △ 11,658 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 41,036 |
| 資産の部合計 | 1,317,892 | 負債及び純資産の部合計 | 1,317,892 |

中間連結損益計算書

2024年4月 1日から 2024年9月30日まで

| | | 利 | 斗 | | 目 | | | | 金 | 額 | |
|---|---|---------------|------------|---------|---------|-------|-----|---|--------|---|--------|
| 経 | | 常 | i | | 収 | | 益 | | | | 7, 785 |
| | 資 | 金 | 運 | | 用 | 収 | 益 | | 5, 959 | | |
| | (| う ち | 貸 | 出 | 金 | 利 息 |) | (| 5,683) | | |
| | (| う ち 有 | 価 証 | 券 | 利 息 | 配当会 |) | (| 146) | | |
| | 役 | 務 | 取 | 引 | 等 | 収 | 益 | | 1,619 | | |
| | そ | \mathcal{O} | 他 | 業 | 務 | 収 | 益 | | 0 | | |
| | そ | \mathcal{O} | 他 | 経 | 常 | 収 | 益 | | 205 | | |
| 経 | | 常 | i | | 費 | | 用 | | | | 7,098 |
| | 資 | 金 | 調 | | 達 | 費 | 用 | | 240 | | |
| | (| う も | 5 預 | į | 金 差 | 利 息 |) | (| 166) | | |
| | 役 | 務 | 取 | 引 | 等 | 費 | 用 | | 1, 300 | | |
| | そ | \mathcal{O} | 他 | 業 | 務 | 費 | 用 | | 24 | | |
| | 営 | | 業 | | 経 | | 費 | | 5, 143 | | |
| | そ | \mathcal{O} | 他 | 経 | 常 | 費 | 用 | | 389 | | |
| 経 | | 常 | i | | 利 | | 益 | | | | 687 |
| 特 | | 別 | J | | 損 | | 失 | | | | 27 |
| 税 | 金 | 等 調 | 整 | 前「 | 中 間 | 純 利 | 益 | | | | 659 |
| 法 | 人 | 税、 | 住 民 | 税 | 及て | ず 事 業 | 税 | | 270 | | |
| 法 | | 人 税 | <u>i</u> 4 | 等 | 調 | 整 | 額 | | 24 | | |
| 法 | | 人 | 税 | <u></u> | | 合 | 計 | | | | 294 |
| 中 | | 間 | ń | 純 | | 利 | 益 | | | | 364 |
| 親 | 会 | 社 株 主 | に帰り | 属す | る中 | 間純利 | 刊 益 | | | | 364 |

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社及び子法人等 1社 会社名

株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング

- ② 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
 - ② 持分法適用の関連法人等 該当ありません。
 - ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
 - ④ 持分法非適用の関連法人等 該当ありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
 - ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 1社
 - ② 連結される子会社及び子法人等については、中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他 有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等につ いては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年~50年

その他 2年~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当 行で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5)貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び 保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額し ており、その金額は991百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、 将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法 については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりで あります。

数理計算上の差異: 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用 処理

- (10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。
- (11) 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

- (12) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(13) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続 投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び 償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」 として計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、 債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額2,677百万円危険債権額26,027百万円三月以上延滞債権額一百万円貸出条件緩和債権額3,098百万円合計額31,803百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産 更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計 士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。)に基づき金融取引として処理しております。こ れにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しております が、その額面金額は、1,355百万円であります。
- 3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金0 百万円有価証券59,519 百万円貸出金25,515 百万円その他資産1 百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,149 百万円 借用金 45,700 百万円

上記のほか、金融派生商品取引の担保として、有価証券 290 百万円を差し入れております。また、その他の資産には、金融商品等差入担保金 10,000 百万円、敷金保証金 109 百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、181,765百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が181,185百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該 事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 73 百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 6,394 百万円

- 7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証 債務の額は9,355百万円であります。
- 8. 連結自己資本比率(国内基準) 7.58%

(中間連結損益計算書関係)

- 1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益13百万円及び株式等売却益141百万円を含んでおります。
- 2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 277 百万円、株式等償却 0 百万円及び金銭の信託運用損 0 百万円を含んでおります。

3. 減損損失

当中間連結会計期間において、当行が保有する以下の資産について、使用範囲または方法の変更に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

| 地域 | 用途 | 種類 | 減損損失額 |
|------------------|------------------------|------------|-------|
| 党科用机大士主英尼 | rt 84 4 78 人 白毛1-51./# | 建物 | 0 |
| 宮城県仙台市青葉区 | 店舗外現金自動設備 | その他の有形固定資産 | 0 |

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、 最小単位としております。

また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。 正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

4. 中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額 △433 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません ((注1) 参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

| | 中間連結貸借 | 時価 | 差額 |
|------------------|-------------|-------------|---------------|
| | 対照表計上額 | н-Д IIII | 上 识 |
| (1) 有価証券(※1) | | | |
| 満期保有目的の債券 | 9, 355 | 9, 269 | △86 |
| その他有価証券 | 246, 180 | 246, 180 | _ |
| (2)貸出金 | 950, 701 | | |
| 貸倒引当金(※2) | △6, 586 | | |
| | 944, 114 | 946, 932 | 2, 817 |
| 資産計 | 1, 199, 651 | 1, 202, 381 | 2, 730 |
| (1)預金 | 1, 054, 986 | 1, 054, 859 | △127 |
| (2) 譲渡性預金 | 165, 200 | 165, 199 | $\triangle 0$ |
| (3)借用金 | 45, 796 | 45, 788 | △8 |
| 負債計 | 1, 265, 983 | 1, 265, 847 | △136 |
| デリバティブ取引 (※3) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 100 | 100 | _ |
| ヘッジ会計が適用されているもの | _ | _ | _ |
| デリバティブ取引計 | 100 | 100 | _ |

- (※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
- (※4) 中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。
- (注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の 時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

| 区分 | 中間連結貸借対照表計上額 | |
|---------------|--------------|--|
| 非上場株式(※1)(※2) | 180 | |
| 組合出資金(※3) | 410 | |

- (※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

| □ /\ | 時価 | | | | |
|----------|--------|----------|------|----------|--|
| 区分 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | |
| 有価証券 | | | | | |
| その他有価証券 | | | | | |
| 国債 | 5, 171 | _ | _ | 5, 171 | |
| 地方債 | _ | 35, 547 | _ | 35, 547 | |
| 社債 | _ | 24, 482 | _ | 24, 482 | |
| 株式 | 3, 274 | _ | _ | 3, 274 | |
| その他 | 1, 064 | 176, 333 | _ | 177, 398 | |
| デリバティブ取引 | | | | | |
| 金利関連 | _ | 100 | _ | 100 | |
| 資産計 | 9, 510 | 236, 464 | _ | 245, 975 | |

(※) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日) 第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は一百万円、第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は 305 百万円であります。

①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

| | 当期の損益 他の包括利 | 益又はその 益 | 購入、 | 購入、 投資信託の 甘維価類を | | | 当期の損益に計 上した額のうち |
|----------|----------------|-----------------------------|-------------------|------------------------------------|------------------|---|--------------------|
| 期首 残高 | 損益に計上 (※1) | その他の 包括利益 に計上 (※2) | 購入、 売却及び 償額 | 人 基準価額を 基準価をな 基時すこ数 た額 | けこととし さないこと 🏸 🦳 | 中間連結貸借対 円間連結は に 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 | |
| 305 | _ | 0 | _ | _ | _ | 305 | _ |

- (※1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。
- (※2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(単位:百万円)

| 区分 | 時価 | | | | |
|-----------|------|-------------|----------|-------------|--|
| △刀 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | |
| 有価証券 | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | | |
| 社債 | _ | _ | 9, 269 | 9, 269 | |
| 貸出金 | _ | _ | 946, 932 | 946, 932 | |
| 資産計 | _ | _ | 956, 201 | 956, 201 | |
| 預金 | _ | 1, 054, 859 | _ | 1, 054, 859 | |
| 譲渡性預金 | _ | 165, 199 | _ | 165, 199 | |
| 借用金 | _ | 45, 788 | _ | 45, 788 | |
| 負債計 | _ | 1, 265, 847 | _ | 1, 265, 847 | |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー 又は担保及び保証による回収可能見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連 結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似 しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に

分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

レベル2に分類しているデリバティブ取引は、インプットである金利が全期間にわたって一般に公表されており、観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ(いわゆるプレイン・バニラ型)であるため、レベル2に分類しています。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券(2024年9月30日現在)

| | 種類 | 中間連結貸借 対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------|------|---------------------------|-------------|-------------|
| | 国債 | - | _ | _ |
| 叶/元八十月11十十十 | 地方債 | - | _ | _ |
| 時価が中間連結 貸借対照表計上 | 短期社債 | _ | _ | _ |
| 類を超えるもの | 社債 | 150 | 150 | 0 |
| 領を超えるもの | その他 | | | |
| | 小計 | 150 | 150 | 0 |
| | 国債 | | ı | |
| 時価が中間連結 | 地方債 | | _ | |
| 貸借対照表計上 | 短期社債 | | ı | |
| 額を超えないも | 社債 | 9, 205 | 9, 119 | △86 |
| 0 | その他 | _ | _ | _ |
| | 小計 | 9, 205 | 9, 119 | △86 |
| 合計 | | 9, 355 | 9, 269 | △86 |

2. その他有価証券 (2024年9月30日現在)

| | 種類 | 中間連結貸借 対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------|------|---------------------------|---------------|-------------|
| | 株式 | 2, 072 | 1, 513 | 558 |
| | 債券 | 3, 812 | 3, 783 | 29 |
| 中間連結貸借対 | 国債 | _ | _ | _ |
| 照表計上額が取 | 地方債 | 0 | 0 | 0 |
| 得原価を超える | 短期社債 | _ | _ | _ |
| もの | 社債 | 3, 811 | 3, 782 | 29 |
| | その他 | 678 | 657 | 20 |
| | 小計 | 6, 563 | 5, 954 | 608 |
| | 株式 | 1, 202 | 1, 332 | △130 |
| | 債券 | 61, 388 | 61, 987 | △598 |
| 中間連結貸借対 | 国債 | 5, 171 | 5, 292 | △121 |
| 照表計上額が取 | 地方債 | 35, 547 | 35, 877 | △330 |
| 得原価を超えな | 短期社債 | _ | _ | _ |
| いもの | 社債 | 20, 670 | 20, 817 | △146 |
| | その他 | 177, 026 | 190, 373 | △13, 347 |
| | 小計 | 239, 617 | 253, 693 | △14, 076 |
| 合計 | | 246, 180 | 259, 648 | △13, 467 |

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

| 破綻先・実質破綻先・破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べ下落 |
|-----------------|--------------------------------|
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べ30%以上下落 |
| | 時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原 |
| 正常先 | 価に比べ 30%以上 50%未満下落したもので市場価格が一定 |
| | 水準以下で推移等 |

破綻先 : 破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・

形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先:実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先:今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先 : 今後の管理に注意を要する発行会社

正常先 : 上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

(金銭の信託関係)

- 1. 満期保有目的の金銭の信託 (2024 年 9 月 30 日現在) 該当ございません。
- 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2024年9月30日現在) 該当ございません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

| | (1 上 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
|------------|--|
| 区分 | 当中間連結会計期間 |
| 経常収益 | 7, 785 |
| うち役務取引等収益 | 1, 619 |
| 預金・貸出業務 | 521 |
| 為替業務 | 313 |
| 証券関連業務 | 51 |
| 代理業務 | 123 |
| 保護預り・貸金庫業務 | 7 |
| 保証業務 | 10 |
| 投信窓販業務 | 91 |
| 保険窓販業務 | 390 |
| その他 | 110 |

(注) 役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

1,179円99銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額

10円48銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。